

農地法第3条許可申請書 添付書類一覧

	種類	部数	備考
1	許可申請書	3	
	許可申請書（別添）	1	
	別紙1	1	
	別紙2	1	譲受人が農地所有適格法人である場合
2	土地の登記事項全部証明書	1	さいたま地方法務局（☎524-8805） ※インターネットのものは不可
3	案内図	1	申請地の位置がわかるもの 地図アプリケーションや住宅地図等
4	公図の写し	1	さいたま地方法務局（☎524-8805） ※インターネットのものは不可
5	住民票の謄本	1	当事者双方のもの （譲渡人については抄本でも可） 譲受人が外国籍である場合、在留カード又は特別永住者証明書の写し。
6	現況写真	1	案内図等に撮影方向が分かるよう明示すること
7	委任状	1	代理申請の場合 譲渡人、譲受人双方のもの。 譲渡人又は譲受人の片方が手続きを行う場合であっても、手続きを行わない申請人からの委任が必要。
8	法人の履歴事項全部証明書		譲受人が農地所有適格法人である場合
9	定款又は寄付行為の写し	1	譲受人が農地所有適格法人である場合（コピー可）
10	株主名簿（組合員名簿）	1	譲受人が農地所有適格法人である場合（コピー可）
11	その他		申請の内容に応じて求められる書類等 例：営農計画書、農地台帳（市外に農地を有している場合） 固定資産税名寄帳（経営移譲年金受給のための申請の場合） 損益計算書の写し（法人として初めて農地を取得する場合）等

※申請書の受付は毎月1日（土日祝日の場合は翌開庁日）が締切です。

※添付する証明書類等は申請書類等は申請日から3か月以内に発行されたものを添付してください。

農地法第3条の主な許可基準

- ・全部効率利用要件（第2項第1号）
今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。
- ・農作業常時従事要件（第2項第4号）
原則として申請者又は世帯員等が年間150日以上農作業に従事すること。
- ・地域との調和要件（第2項第6号）
今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

※下限面積要件（旧第2項第5号）「5反（50a）以上自ら耕作していること」については令和5年4月1日に廃止